

1面のつづき

産後ケア事業 (宿泊型) を開始しました

市では、産後に家族などから十分な援助が受けられず、心身のケアや育児のサポート等を必要とする母子に対して、安心して子育てができるように産後の支援を行います。

- ▽内容 母子の身体的ケア、保健指導、栄養指導
▽利用期間 産後に退院した日から4か月以内(多胎の場合は6か月まで)
▽利用日数 通算5泊6日まで(多胎の場合は7泊8日まで)
▽利用時間 利用開始日の午前10時から終了日の午前10時まで

マールボロウ市

友好訪問団が来日します



昨年来日した生徒の様子

国際姉妹都市である米国マールボロウ市のウィットコム・スクールから生徒12人と引率者3人が、10月11日(金)から21日(月)までの間、市内に滞在します。滞在中はホームステイをしながら、市立中学校に体験入学するほか、様々な交流を通じて市民との友好・親善を深めます。生徒や引率者の方を見かけた方は、声を掛けてください。

- 産婦の心理的ケア
●適切な授乳を行うためのケア
●育児の方法についての具体的な指導、相談
●生活の相談、支援
●対象 次の項目に全て該当する母子

- ①市内に住所がある方
②家族などから十分な家事、育児等の援助が受けられない方
③市の審査により、産後に心身の不調や育児不安などが認められる方
▽利用期間 産後に退院した日から4か月以内(多胎の場合は6か月まで)
▽利用日数 通算5泊6日まで(多胎の場合は7泊8日まで)
▽利用時間 利用開始日の午前10時から終了日の午前10時まで

多文化共生と

災害時外国人支援 「やさしい日本語」で

災害時に必要な情報を「やさしい日本語」で書くなど、多文化共生や災害時外国人支援に必要な知識・姿勢等を学びます。

- ▽日時 11月24日(日) 午後1時30分〜4時30分
▽場所 市役所5階503・504会議室
▽講師 松本義弘さん
▽対象 市内在住・在勤・在学の方
▽定員 30人(抽選)
▽費用 無料
▽持ち物 筆記用具
▽申込み方法 10月31日(木) (必着)までに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を記入の上、はがき、ファックス、直接窓口のいずれかの方法で申し込んでください。
▽申込み・問合せ 企画政策課 (〒197-0814 二宮350、直通558・1261、☎558・1113)

市営住宅入居者募集

対象となる住戸の情報、募集期間、申込み方法など詳しい情報は、市ホームページをご覧ください。お問い合せください。



弁護士による 無料法律相談 (巡回相談・予約制)

- ▽日時 10月16日(水) 午後4時〜7時10分
▽場所 市役所1階市民相談室
▽定員 5人(1人30分、申込み順)
▽費用 無料
▽主催 日本司法支援センター(東京地方事務所多摩支部(法テラス多摩)、東京三弁護士会多摩支部)
▽申込み方法 10月2日(水)午前8時30分から電話で申し込んでください。
▽申込み・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558・216)

10月7日〜13日 「行政相談週間」

行政相談(委員)制度を周知し、利用していただくため、行政相談週間を設けています。道路、社会福祉、医療保険などの行政全般について「説明に納得できない」「処理が間違っている」などの苦情や要望がある方は、毎月定例の行政相談(予約制)をご利用ください。

- ▽日時 10月23日(水) 午後1時30分〜4時30分
▽場所 五日市地域交流センター12階会議室
▽定員 3人(1人60分)
▽申込み・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558・216)

消費税率の引き上げに伴う下水道料金の改定

下水道使用料に含まれている消費税相当額を8割から10割へ改定します。改定後の下水道料金は、12月分から適用します。



- ▽問合せ 管理課下水道係 30分〜4時(1時から受付)
▽場所 あきる野ルピア3階ルピアホール
▽その他 駐車場は「もくせい駐車場」をご利用ください。
▽問合せ 青梅税務署法人課税第1部門・管理運営部門(☎0428・22・3185)、課税課市民税係(直通558・1682)

「年末調整等説明会」開催

年末調整は、給与所得者の年の所得税額の確定と毎月徴収した所得税額を精算する大事な手続きです。給与の支払者を対象に年末調整の説明会を開催します。

- ▽日時 11月6日(水) 午後1時

障がい者虐待を見つけたら通報してください



市では、「あきる野市障害者虐待防止センター」を設置し、障がい者虐待に関する相談・通報を受け付け、障がい者虐待の防止や早期発見、障がい者、養護者に対する支援等を行っています。

- ▽障がい者虐待の主な事例
●身体的虐待：暴力や体罰で、身体に傷やあざ、痛みを与えたり、正当な理由なく身体を縛り付けたり、過激な投薬によって身体の動きを抑制する行為
●性的虐待：性的な行為や、それを強要する行為
●心理的虐待：脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与える行為
●放棄・放任：食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話を介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないなどによって、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させたり、不当に保持しない行為
●経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金、貸金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為
▽通報・相談・問合せ
●あきる野市障害者虐待防止センター(秋川健康会館1階)：☎070・4197・0506、☎518・2827
※平日の午前9時から午後5時15分まで(平日の夜間、土曜・日曜日、祝日はコールセンター受付)
●障がい者支援課障がい者相談係(直通558・1157、午前8時30分〜午後5時15分 土曜・日曜日、祝日を除く)

スマートフォンを利用した市税などの収納サービス

市では、コンビニ納付用のバーコードを利用したスマートフォン決済アプリサービスとして、「PayB」「LINE Pay」請求書支払いに続き「楽天銀行コンビニ支払サービス」を開始しました。

- ▽対象種目 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、学童クラブ育成料、学童クラブ延長育成料、保育料、給食納付金(小・中学校分に限り)
▽その他 スマートフォン決済アプリサービスは、領収証書が発行されません。利用上の注意事項などは、市、楽天銀行コンビニ支払サービス、PayB、LINE Pay社の各ホームページをご覧ください。
▽問合せ 徴税課徴税係、子ども政策課児童館係、保育課係、学校給食課秋川学校給食センター係

音訳ボランティアの協力により作成をしている、デジ版広報あきる野(音声版広報)のCDを各図書館で貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならどなたでも利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。